

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月14日）を踏まえて、関係団体が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第1版）」について周知するものです。



事務連絡
令和2年6月4日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
附属学校を置く各公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに
基づく国内修学旅行の手引き（第1版）」について

このたび、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月14日）を踏まえて、一般社団法人日本旅行業協会等によって、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第1版）」（以下「手引き」という。）が別添のとおり作成されましたので、お知らせいたします。

修学旅行の実施については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年5月25日変更 新型コロナウイルス感染症対策本部決定）や「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（令和2年5月22日）、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえて、学校や学校設置者において適切に判断いただき、実施に際しては手引き等を参考に旅行事業者等と連携し、新型コロナウイルスの感染症対策の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

本件について、域内の市区町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び学校法人に対しても、周知いただきますようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
電話：03-5253-4111（内線2389）